

水道工事共通仕様書の新旧対照表

改定後					現行					備考							
表—1 提出書類一覧表					表—1 提出書類一覧表					工事着手届の廃止							
区分	名称	様式	部数	提出期限	区分	名称	様式	部数	提出期限		区分	名称	様式	部数	提出期限		
工事着手に関するもの	現場代理人届		2	工事請負契約締結時(注1)	施工内容	○	1	必要の都度	工事着手の翌日	現場代理人届		2	工事請負契約締結時(注1)	施工内容	○	1	必要の都度
				事故報告書	○	1	その都度	工事着手の翌日	事故報告書				○	1	その都度		
	工事工程表	○	1	契約日から7日以内	再生資源利用〔促進〕計画書		1	契約日から7日以内	再生資源利用〔促進〕計画書		1	契約日から7日以内	再生資源利用〔促進〕計画書		1	契約日から7日以内	
	監理技術者・主任技術者専任届		2	工事請負契約締結時(注1)	道路使用許可書(写)		1	許可後直ちに	工事請負契約締結時(注1)	監理技術者・主任技術者専任届		2	工事請負契約締結時(注1)	道路使用許可書(写)		1	許可後直ちに
	公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書(注2)		各1	契約日から30日以内	特定建設作業実施届(写)		1	届出後直ちに	公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書(注2)		各1	契約日から30日以内	特定建設作業実施届(写)		1	届出後直ちに	
	施工計画書		2	現場着工前	各種官公署届出書(写)		1	〃	現場着工前	施工計画書		2	現場着工前	各種官公署届出書(写)		1	〃
	地下埋設物等立会確認書	○	1	〃	各種保険加入書(写)		1	加入後直ちに	地下埋設物等立会確認書	○	1	〃	各種保険加入書(写)		1	加入後直ちに	
材料に関するもの	使用材料確認願(注3)		1	必要の都度	建退共掛金収納書、中退共加入証明等		1	契約日から1ヶ月以内	使用材料確認願(注3)		1	必要の都度	建退共掛金収納書、中退共加入証明等		1	契約日から1ヶ月以内	
	土木工事承諾願(材料)(注3)		1	必要の都度	中間前払金認定請求書、公共工事前中間前払金交付申請書及び中間前払金請求書(注2)		各1	要件を満たす日以降	土木工事承諾願(材料)(注3)		1	必要の都度	中間前払金認定請求書、公共工事前中間前払金交付申請書及び中間前払金請求書(注2)		各1	要件を満たす日以降	
	工事材料試験証明書		1	その都度	工期延長申請書	○	1	その都度	工事材料試験証明書		1	その都度	工期延長申請書	○	1	その都度	
完成に関するもの	工事完成(既済部分)届	○	2	工事が完成した(指定された)日	給水整備工事要望書	○	1	その都度	工事完成(既済部分)届	○	2	工事が完成した(指定された)日	給水整備工事要望書	○	1	その都度	
	工事完成図書			工事が完成した日	個人情報・データ取扱特記事項に係る様式	○	1	〃	工事完成図書			工事が完成した日	個人情報・データ取扱特記事項に係る様式	○	1	〃	
	工事記録写真帳		1	〃	その他承諾図書		2	必要の都度	工事記録写真帳		1	〃	その他承諾図書		2	必要の都度	
	再生資源利用〔促進〕実施書		1	〃	その他規格証明書		2	〃	再生資源利用〔促進〕実施書		1	〃	その他規格証明書		2	〃	
	再資源化等報告書	○	1	〃	その他施工に必要な資格類証明書		1	〃	再資源化等報告書	○	1	〃	その他施工に必要な資格類証明書		1	〃	
	建設資材廃棄物引渡完了報告書	○	1	〃					建設資材廃棄物引渡完了報告書	○	1	〃					
	工事費等請求書	○	1	工事完成認定を受けた日					工事費等請求書	○	1	工事完成認定を受けた日					
<p>1. 2 安全管理</p> <p>1. 2. 2 交通保安対策</p> <p>6 交通誘導員 A,B の定義として</p> <p>「交通誘導員 A」: 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員</p> <p>「交通誘導員 B」: 警備業者の警備員で、「交通誘導員 A」以外の交通誘導に従事するもの</p> <p>の警備業者の警備員で、「交通誘導員 A」以外の交通誘導に従事するもの</p>					<p>1. 4. 3 休日、年末年始の工事抑制期間の施工</p> <p>尼崎市の休日等を定める条例(平成3年尼崎市条例第1号)に規定する市の休日及び年末年始の工事抑制期間は、作業を行わないこと。ただし、工事の施行の都合上、作業を行う必要があるときは、事前に工事監督員と当該施工日の作業箇所及び作業内容について、週間工程表や月間工程表等に、休日等の工事や立会い・確認を依頼する旨を記載することにより届出されたこととする。</p>					<p>交通誘導員の定義追加</p> <p>休日、年末年始の工事抑制期間の施工の変更</p>							

水道工事共通仕様書の新旧対照表

改定後	現行	備考
<p>3. 2. 9 給水装置工事</p> <p>(7) 断水工事時の赤水排水及び給水管連絡工事等で量水器の撤去・設置を行う場合、取り付け方向を確認した後に施工すること。また、水道メーターボックスの蓋を開け、取り付け方向及び量水器の取替が容易にできることが確認できるように設置完了後の写真を撮影し工事監督員に提出すること。</p>	<p>3. 2. 9 給水装置工事</p> <p>(7) 断水工事時の赤水排水及び給水管連絡工事等で量水器の撤去・設置を行う場合、取り付け方向を確認した後に施工すること。また、量水器の蓋を開け、取り付け方向が確認できるように設置完了後の写真を撮影し工事監督員に提出すること。</p>	<p>文言の具体化</p>